

令和7年第4回定例会 総務経済委員会 議案審査経過報告書

議案第69号 第5次狭山市総合計画基本構想について

第5次狭山市総合計画基本構想

第5次狭山市総合計画の前提条件

○基本理念の冒頭部分が前計画と変わっていない点について、変更する検討は行ったのか、また変更しなかった理由は。

●基本構想の枠組みは最上位計画としての継続性を重視し維持したが、DX・こどもまんなか社会・人生100年時代など新しい社会潮流は内容に反映している。基本理念1の「環境共生」を最初に置いているのは特別な意味づけではなく、まちづくりの基盤となる分野として従来からの構成を踏襲した。

○令和6年度決算では黒字を保ち基金残高も一定水準にある一方、年度によって財政指標が変動する状況を踏まえ、今後10年間の大きな構想の中で「健全な行財政運営」をどの観点で判断していくのか。

●基本構想では具体的な数値基準は示していないが、人口減少による歳入の伸び悩みや施設老朽化、扶助費増大など厳しい財政状況が続くことを踏まえ、今後は事業の選択、公施設の再編、受益者負担の適正化などを進めることで基本構想自体の計画の実効性を担保していく。

○10年後の人口を約13万9,000人と見込み、人口減少のスピードを改善させた点について、どの施策が最も寄与したと認識しているか、また、その成果があった施策を今後10年間も継続する方針があるか。

●社会増の要因として、駅周辺の整備などの都市基盤整備や、結婚・出産支援、子育て環境の充実、教育・健康・安全対策など、市の魅力向上に向けた総合的な取組が効果を上げたと認識している。今後もこれらの施策を継続し、社会増の流れを維持していきたい。

○特に教育・保育分野では人口動態が施設更新に影響するため、関連計画の早期改定を進める中で、見直しが行われた際には議会へ説明されたい、との意見。

○入曽地区の地域内幹線道路構想について、従来の総合計画にも記載されてきたが、これまでこの道路実現のためにどのような調査・研究を行ってきたのか。

●地域内幹線道路構想については、調査は行っていないが、従来の総合計画で示されていた道路網を踏襲し、各路線の必要性を検討したうえで位置づけを行った。

○所沢市境に位置づけられている核都市広域幹線道路の構想内容は。

- 核都市広域幹線道路は、首都圏の環状道路として、東京外環道と圏央道の中間に計画されている。
埼玉県の計画にも位置づけがあるため、本市の計画でも継続して位置づけた。

○国や県の政策が大きく転換した場合、本市の施策との整合性が取れなくなる可能性があるため、その際に個々の施策はどうなるのか。

- 社会状況の変化に対しては、毎年の実施計画や5年ごとの基本計画の見直しで対応する方針である。
ただし、基本構想の内容を変えざるを得ないような社会状況の変化が生じた場合には、基本計画の改定時に基本構想も併せて見直すこともありえる。

第5次狭山市総合計画前期基本計画

第1章 環境共生～環境にやさしい持続可能なまちづくり～

○ゼロカーボンシティ共同宣言から現在までの具体的な取組内容と、今後の取組予定は。

- これまで、西川材を使用した柱ベンチの設置、環境意識向上アプリの実証実験、企業向け脱炭素経営支援、廃食油の利活用などを共同で実施してきた。今後も脱炭素経営支援を継続し、ダイア5市で必要な広域的取組を進めていく方針である。

○西川材の柱ベンチが市内のどこに設置されているのか、具体的な設置場所を積極的にPRされたい、との意見。

○緑地面積の目標を「減少を最小限にとどめる」としている点については、ナラ枯れや開発で緑が減る状況の中、植林・植樹や一定程度の緑化推進、公有地化の推進は書かれているものの、「緑を増やす」という積極的な目標を設定しなかった理由は。

- 緑地には市有地だけでなく個人所有の田畠や山林も含まれ、農地に関しても後継者や担い手不足などにより減少傾向にあり、行政の取り組みだけで緑地を増やすのは難しいことから、「緑地の減少を最小限に留める」という目標設定にした。

○緑地は何もしなければ減少してしまうことから、市として緑地の増加を推進する施策を掲げられたい、との意見。

○ごみ処理施設の計画的改修や長寿命化を進める方針が示されている一方で、他市では広域連携によるごみ処理を検討している例もあるが、広域連携によるごみ処理についての考えは。

- 今回の計画では「検討・研究レベルの取組」は記載しない方針のため広域化を明記しなかったが、一般廃棄物処理基本計画では広域化を課題としており、今後も研究・検討を進める意向である。ま

た、浄化センターについては既に広域化の検討に着手している。

○ごみ処理施設について「計画的な改修を行い、施設の長寿命化を図ります」とあるが、その長寿命化とは具体的にどの程度の期間を想定しているのか。

●稻荷山環境センターは、令和11年度から13年度にかけて大規模改修を行い、令和25年度まで使用できるよう長寿命化を図る予定である。奥富環境センターについては、今後長寿命化に向けた計画を策定する予定である。

第2章 健康福祉～地域の多様な人々が健康で幸せに暮らせるまちづくり～

○地域住民が運営する集いの場・通いの場の登録件数の目標値を令和6年度比30件増と設定しているが、目標達成のためにどのような取組を行うのか。

●目標値の根拠は、過去の実績が年間約5件の増加であったことから30件の増と見込んだ。地域福祉計画や各個別計画、社会福祉協議会で策定する地域福祉活動計画とともに取り組みを進め、目標を達成していきたい。

○地域福祉活動団体の設立を支援するあるが、どのような団体を想定し支援するのか。

●社会福祉協議会など関係機関と連携して、地域資源としての相談窓口、支え合い活動、憩いの場に加えてサロンや子ども食堂等の立ち上げ支援を進めていく。

○トータルサポート室において相談件数が増加しているが、重層的支援体制を推進するに当たり、今後の人員体制等の予定は。

●相談員は現在3名で対応しており、現時点で増員は考えていない。専門家の助言を受けながらトータルサポート室での相談対応力を高め、運営が滞らないよう増え続ける相談件数に対応していきたいと考えている。

○健康寿命を令和5年度から令和12年度の7年間で、男女ともに約2年延伸する目標値とした根拠は。

●狭山市の健康寿命は男女とも県内上位であり、県の健康寿命算定ソフトにより要介護2以上を除いた自立率や平均寿命等を加味して算出している。

○健康づくりに向けての現状最大の課題は担い手不足であり、また、定期的な体操教室などを開くための施設の不足も課題であることから、これらの課題を解消し、個々の施策を実現して目標を達成されたい、との意見。

○地域医療体制の充実については、特に医師会との連携が重要であるが、行政として医師会との連携をより強化するためにどのようなことが必要と考えているのか。

●現在、救急医療体制について、病院と連携し救急患者の待ち時間なくす準備を進めているが、医師不足や体制確保の難しさといった課題があり、医師会からも改善要望を頂いている。今後の医療体制の確保に向け、医師会との連携を強化し、積極的に対応を検討していきたい。

○地域医療体制の充実に向けた取組を実施計画にも反映されたい、との意見。

○生活保護受給者就労支援事業について、就労につながった割合を40.3%から50%へ引き上げる目標値を掲げているが、その理由は。

●令和6年度の実績値40.3%を踏まえ設定した。

○生活保護受給者就労支援事業について、目標値を件数から割合に変更しているが、目標達成のため就労を強いることにならないような配慮は。

●目標値が割合になったことで、結果を急ぐような運用にならないよう、健康面のケアや本人の状況に応じて段階的に就労支援を進めていく。

○ケースワーカーの担当件数が多くなっていることから、丁寧な支援が行えるよう、引き継ぎ体制の確保に努められたい、との意見。

○特定健康診査の受診率について、第4次総合計画の目標値69%に対し、令和6年度実績が44.1%で、目標が達成できない見込みとなった理由と、本計画の目標値を62%に下げた理由は。

●目標値を62%とした根拠は、令和11年度における県の目標値60%に、これまでの伸び率を加えた値とした。また、未達成の理由は受診率の伸びが想定より低かったためだが、受診勧奨強化により、最終的には令和6年度実績は、前年度比5.7ポイント増の44.3%に改善した。

○学童保育室について、整備を推進するとあるが、今後の具体的な計画は。

●民間学童保育室の来年度の開設に向け、柏原小学校区と広瀬小学校区で現在公募を実施している。また、学校の余裕教室をタイムシェアで借りる調整も進めており、これらを活用して学童保育室の待機児童の解消を進めたい。

○女性の就業率の上昇等により学童保育室のニーズが増える一方、その後、減っていくことも見込まれる中、今後の学童保育室のニーズに対する見通しは。

●児童数は年々減少している中、学童保育室の入室希望はここ数年毎年100名以上増えている状況にあるため、当面、学童保育室の利用者は増えると見込んでいる。

○介護老人福祉施設の待機者数の目標値を100人に減らすことについては、職員の確保も考えているのか。

●特別養老人ホームの待機者数を指標として設定しているが、施設運営には人材確保が重要であると認識している。国や県の支援策を事業者に適宜提供し、新規就労や定着に繋がるよう支援していく。

第3章 都市基盤～便利で快適な都市空間を形成するまちづくり～

○公共交通サービスの維持・確保に向けた取組みを、具体的にどのような方法で実施していくのか。

●高齢化・人口減少が進む中、鉄道や路線バスなどの公共交通を将来にわたって維持していくことが重要であり、日常の通勤・通学、買物、通院などに合った時間・場所で運行し、利用方法が分かりやすく安全・快適な環境を整えることが大切である。公共交通活性化協議会を通じて事業者と連携し、運行状況や課題を共有しながら運行の効率化と利便性向上を図っていく予定である。

○「地域の実情に合わせた新たな地域公共交通の導入を推進する」となっており、堀兼地区では既に一定の取り組みがあるが、他の地区へは具体的にどのように展開していくのか。

●持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向け、地域公共交通活性化協議会に市民分科会を設け、各地区の代表者やアドバイザーとともに、まずは路線バスの維持・確保を前提に、補完として市内循環バス「茶の花号」の路線のあり方を確認し、更にサービスが不足する地区はデマンドバスに限らず福祉分野と連携しながら地区にあった移動手段の確保に向け、最適な方法を検討していく。

第4章 産業経済～人を中心に地域の産業が元気になるまちづくり～

○新たな企業・事業者の育成に向けた施策の成果指標として、創業件数を令和6年度の約10倍となる134件としているが、この目標値はどのように算出したのか。

●令和6年度の実績から毎年度約20件の創業を見込んだ累計値として設定した。

○狭山市ビジネスサポートセンター業務の延べ相談件数の目標値が、令和6年度実績のほぼ倍となっているが、職員体制をどう考えているのか。

●目標値は、累計値として設定している。相談員の体制については、センター長のサブに当たる相談員として本年8月にディレクターを配置したことにより、この目標値がカバーできる体制となったと考えている。

○狭山茶を使用した商品のPRにより、狭山茶ブランドの一層の確立を目指すことを取り組みとして

いるが、会議等においては狭山茶以外の安価なお茶のペットボトルが出てくることが見受けられる。

狭山茶のペットボトルを安価で提供できないのか。

- 狭山市の会議などで狭山茶があまり使われていないことについては、環境面も踏まえてペットボトル以外の容器も含め、どのような商品が作れるか茶業協会等と連携して考えていきたい。

○農業活性化の施策の成果指標について、これまでの面積や人数から、「地域計画」における「農業を担う者」に対する市内の農用地の集積率に変更しているが、その目的や意図は。

- 地域計画で定める農業を担う者の耕作地が、農地全体の約20%であるが、令和12年度に38%とするために、農業を担う者への集積を進めるとともに、農業を担う者の数を増やしていく方針である。成果目標を第4次総合計画の集積面積から集積率に変更した理由は、農業経営基盤強化促進法の改正に伴う地域計画の策定によるものである。

第5章 教育文化～人を育みに文化を創造するまちづくり～

○図書館において、建物の老朽化や設備の機能劣化が進む中で更新事業を推進していくとあるが、今後の計画は。

- 中央図書館については、公共施設等総合管理計画に基づき、今後、建て替え工事に向け関係部署と協議を進めていく。

○教育の内容と支援の充実に関する施策の成果目標である埼玉県学力・学習状況調査の平均正答率について、第4次総合計画後期基本計画との違いは。

- 前回の成果指標と大きな違いはなく、県の平均正答率を上回ることを目標としている。

○学力調査の市平均正答率が県平均を長期間下回っている現状を踏まえ、教育委員会として何が最大の課題と捉えているか。

- 子どもたちの家庭環境や家庭の考え方、個々の能力の違いにより学習への取り組み方や姿勢が多様であるが、学校教育は一斉指導が基本のため、そうした差を踏まえて統一的に学力向上を図るのは難しく、全員の学力向上につなげる取り組みはまだ途上と捉えている。

○本市の子どもだけが特別な状況にあるわけではなく、県平均を上回ることを目標にするのであれば、今後も他自治体の動向や教育・支援の状況を積極的に研究されたい、との意見。

○特別な教育的支援が必要な幼児や児童生徒に対し、実情に応じて個別の指導計画書を作成し、長期的な視点に立った適切な指導に取り組むとあるが、確かな学力の育成として一人一人に応じた学習

支援を実際にどのように進めていくのか。

- 個に応じた学習支援として、チーム・ティーチングや少人数指導を取り入れ、教員の一人が指導している間に、もう一人の教員が支援の必要な児童生徒の様子を見ながら必要な支援を行う体制を整えている。さらに、SSVCなどのボランティア団体など教職員以外の協力を得て、個々の課題を把握して学習支援につながる取組を継続して行っている。

○特別支援教育の推進において関係機関と連携するとあるが、支援が必要な子どもたちに対し、学校としてどのように取り組んでいるのか。

- 特別支援教育については、入学前の就学相談で、幼稚園・保育園の先生が特別な支援が必要と感じた園児については、教育センター職員や元校長、特別支援教育の専門家等で構成されるチームにより、その子の行動観察を行い、適切な教育形態を判断し、保護者に伝えることとしている。また、小中学校入学後に学習や人間関係で困難がある児童生徒に対して同様の支援を隨時行い、適切な教育形態につながるよう支援している。

○埼玉県学力・学習状況調査における規律ある態度の定着度については、できている、できていないという自己申告により回答するのか。

- 質問紙調査は、児童生徒が自身の学校生活や家庭での生活を振り返って、各項目に対してできている、できていないを自己評価するものである。

○全国的に部活動の地域移行が進められる中で、本計画にはこのことが触れられていないが、今後10年、学校部活動については教育委員会が責任を持って運営するという認識でよいのか。

- 来年度から、休日の部活動は原則として学校ではなく地域で行う方針が決まっているが、平日の部活動の移行時期や実施方法はこれから検討することとしており、完全移行が完了するまでは学校が引き続き運営していく。

○地域の協力を得て運営・指導を進めるることは必要だが、教育委員会や市が運営から離れることは、子どもの多様な学びや体力向上、文化的経験を損なう恐れがあると危惧している。スポーツや文化に触れるための金銭的な補償を含め、市による運営や支援は引き続き必要であり、地域移行については慎重に検討されたい、との意見。

○ICTに関する記載があるが、インターネットやスマートフォン、ゲームの取扱について指導していくことを計画に取り込む考えはなかったのか。

- 本計画では、ICTを伸ばしていくという側面について取り上げているが、現在策定中の教育振興基本計画の特に生徒指導の面において、ICTの活用についての十分な取扱いのルールやマナーについて

て、指導していくことを取り上げる予定である。

○スマートフォン等を取り巻く課題は大きいことから、その取扱いのルールやマナーについて教育振興基本計画に反映させ、教育現場で指導し改善に努められたい、との意見。

○すべての小中学校に学校運営協議会を設置するとあるが、その効果は。

●今年度すべての小中学校に学校運営協議会が設置され、学校を核とした地域づくりを目標として、学校をよりよくしていくための意見や協力を頂くとともに、学校だけでは繋がらない方々から支援を頂いたり、子どもたちが地域行事に参加して地域の良さを感じるなど、協議会を中心に学校と地域の連携が図られている。

○平和意識の高揚については、戦後80年を迎え直接の証言機会が減るため、被爆者や空襲体験を親族から聞いた世代を含めた語り部育成などの継承方針を検討されたい、との意見。

第6章 市民生活～地域でともに支え合う安全・安心なまちづくり～

○市民主体のまちづくりの推進についての施策の成果指標としている自治会加入世帯数については、市民同士が声をかけ合い、関係をつくって孤立を防ぐ仕組みづくりが重要であるが、具体的にどのような方法で進めていくのか。

●成果指標については、実績値を維持することも困難ではあるが目標値として設定した。既存の組織や活動に関心を持てずにいる方々との接点を探り、世代や背景が異なる多様な人材が活躍することが、施策の実現につながると考えている。市民大学の様々なコンテンツで試行錯誤しながら、まちづくりの担い手の育成を進めていく。

○男女共同参画の推進の成果指標を、審議会などにおける女性委員の登用率としているが、家事や育児負担の不均衡や時間的制約が女性の参加を妨げており、単に数値目標を掲げるだけでは不十分である。参加条件の改善や環境整備などの支援が重要であると考えるが、登用率を成果指標とした理由は。

●審議会などへの女性委員登用率を成果指標とした理由は、前計画の指標を踏襲し、また、国の第5次男女共同参画基本計画でも同様の指標が掲げられているためである。女性が参加しにくい側面がある点は認識しており、女性人材リストという登録制度の活用などにより目標達成を目指したいと考えている。

○審議会などにおける女性委員の登用率の目標値を、前計画と同じ40%とした理由は。

●令和7年度の実績が34.1%である現状を踏まえ、目標値を40%に設定した。

○審議会などにおける女性委員の登用率の目標値の達成に向け、具体的に検討している取り組みの内容は。

●令和9年度からの第6次男女共同参画プランの策定に向け、市民意識調査を行うなど準備を進めており、参加しやすい審議会のあり方などを調査・検討し、その結果を新プランに反映していく。

○消防・救急体制の充実の成果指標として消防団員数の目標値を250人としている。今後も新入団員確保は困難と予測される中、機能別消防団員制度を運用して増員を図るとしているが、どのように目標達成を目指すのか。

●今後は、元消防団員や元消防職員を対象に支援活動や知識・技術継承を担う機能別団員を新設する予定で、さらに防災士や元自衛官、元消防職員を対象とした避難所運営や自主防災組織の育成・活性化を目的とした機能別団員の発足も検討しており、多様な人材参加を通じて地域防災力の向上を図り目標達成を目指していきたい。

○埼玉西部消防組合との連携の推進について、大規模災害時の初動体制確立には埼玉西部消防組合との迅速かつ的確な連携が不可欠であるが、連携強化をどのように具体的に推進・支援していくのか。

●埼玉西部消防組合とは、災害時に円滑に協力できるよう日常的な情報共有を行い、人事交流で互いの業務理解を深め、総合防災訓練等を通じて現場対応力を高めることで連携体制の一層の強化に努めていく。

○危機管理防災体制の充実について、個別行動マニュアルの整備とPDCAサイクルに基づく随時見直しを行うとある。前計画においてもPDCAマネジメントサイクルに基づく見直しとあったが、どのような見直しが行われ、本計画にどのように反映されたのか。

●PDCAサイクルの見直しは国が随時計画を更新しており、本年度も地域防災計画を改定したが、今後も国や県の変更・更新に合わせ、また、防災訓練などの成果も踏まえて市のマニュアルや計画の見直しを図り、常に更新したいと考えている。

○地域防犯対策の推進について、空き家の増加が犯罪に繋がると聞くが、空き家に対する対策は。

●空き家対策については、都市建設部と連携し、空き家の多いエリアの情報を狭山警察と共有しながら、犯罪の住みかとならないよう見守りやパトロール等注視していきたい。

○特殊詐欺被害の防止では、高齢者だけではなく、若い世代も被害に遭っていることから、若い世代

への啓発についての考えは。

- 振り込め詐欺のかけ子・受け子として若年層が闇バイトに関与する可能性もあることから、青少年や学生への注意喚起が必要であり、地域と連携し、市内の大学などに呼びかけて一緒に啓発活動を行っている。

計画推進のために

○施策を支える柱1の協働によるまちづくりについて、現在の協働の理念をどのように認識しているか。

- 市民自らがまちづくりの主役であることを認識し、まちづくりに参画するという理念は変わらず、施策を支える柱としている。時代の変遷に合わせて、協働のあり方について検討していく。

○本計画が10年を想定している中、SDGsの関連ゴールは2030年までの目標であるが、2030年を迎えてSDGsの関連ゴールが変更された場合、それらを計画にどう反映していくのか。

- 今回のSDGsに関連するゴールの記載は、計画期間を5年とする前期基本計画に紐づけて行ったもので、SDGsの終期である2030年度が前期基本計画の終了年度となるため、後期基本計画の策定時には改めて世界的な潮流や取り巻く状況を勘案していきたい。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第70号 狹山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

○このタイミングで条例制定することになった理由は。

- 当市では、正規職員と会計年度任用職員の2つの任用形態で業務を進めてきたが、近年複雑化、高度化する行政課題に対応するため、従来の任用形態によらずに、より専門的な知識、経験をもった人材が求められており、そのような人材を雇用するための制度を制定する必要が生じたためである。

○他市における任期付き職員の具体的な事例とその効果を把握しているか。

- 弁護士、危機管理部門に自衛隊OB、ふるさと納税を推進するために民間企業に勤めていた方を任用しているケースがあり、弁護士の場合などは、カスタマーハラスメントにおける不当要求や訴訟への対応などで効果が出ていると聞いている。

○任期付き職員については、どのような部署で、どのような人材を雇用する予定か。

●先進事例を見るとカスタマーハラスメントへの対応をするために警察OBを採用する事例があり、本市においても職員課に安全衛生担当課長を置きハラスメント対策を対応する人材を任用することを検討している。

○カスタマーハラスメント対応のために警察OBを任用する際は、4つの任用区分のどれに相当するのか。

●仮に警察OBを任用する場合は、4つの任用区分のうち、「一般任期付職員」になる。

○カスタマーハラスメントへの対応で警察OBを一般任期付職員で任用するという具体例が示されたが、このことが真にカスタマーハラスメントの解決につながるのか。

●カスタマーハラスメントの問題は根深く、ひとつの対応策によってすぐに解決するものではないと認識している。しかしながら、現状の体制では対応しきれない問題でもあり、制度を整えた上で、専門的な知識、経験を有する方を任用することで解決に向けた一歩を踏み出したいと考えている。

○任期付き職員の一例として警察OBがあがっているが、OBとなると高齢の方も想定される。年齢基準も定めるのか。

●任期付き職員には、いわゆる定年はないことから、場合によっては年齢が高い方も対象となる。

○4つの任用区分のうち、医師や弁護士、CI0補佐官といった特に高度な専門知識、経験を有する特定任期付き職員は、当市において常勤として必要なのか。

●仮に特定任期付職員として任用する場合は常勤になる。ただし、このような人材を常勤で任用すべきか、または委託等の他の形態が望ましいかについては、検討しなければならないと認識している。

○一般職の任期付職員の採用に際して、選考基準を定めるのか。

●選考に際しては、求める知識水準や経験年数等の基準をある程度定めた上で、面接等も行い判断していくことになる。

○採用にあたっては、その人材が有する専門的で高度な知識や能力について、試験だけで正しく評価できるのか。

●職員だけで、その方の実力を判断することは難しいこともあると考えられる。そのため選考に際しては、一般職員とは別に特定の専門分野に通じている方にもアドバイザーの立場で同席や協力をしてもらうことも検討する。

○特定任期付職員においては、給料表が1号給から6号給まで設定されているが、その理由は。

●国家公務員にも同様の特定任期付職員の制度があり、本条例に定める特定任期付職員の給料表の6段階の区分もそれに準じたものである。

○特定任期付職員の6段階の号給の差は、従事する業務の内容や職務の困難さによる差なのか、もしくは能力や経験年数といった個人の資質によるものか。

●給料表の6段階の基準については、職種によるものではなく、業務分野の難易度に加え、経験年数、実績や個人の資質によって差がつくものである。

○任期付職員を正規職員に登用することは想定しているか。

●任期付職員は専門分野で活躍いただくことを期待して任用するため、その方を正規職員に登用することは考えていないが、再度任用することについては状況により対応したい。

採決の結果、多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第72号 狹山市行政組織条例の一部を改正する条例

○今回の組織改正は、現状の業務実態に即して改正をするものか、またこのタイミングで改正する理由は。

●組織体制の見直しは毎年実施している。多様化する行政課題や市民ニーズを的確に捉えて機能的な組織運営を行うため、ヒアリング等を行い各部の意見を聴取し議論をする中で、機を捉えて行っている。

○市有建築物の営繕に関する事務が総務部から都市建設部に移行となつたが、その理由は。

●建築技術職の資格取得やキャリアアップを効果的に行うため、技術職を都市建設部に集約し、職員の意識啓発、知識向上につなげていきたいとの意図から移行した。

○市有建築物の営繕に関する技術職が総務部に配置されていたのは、公共施設マネジメント計画の推進のためであったと理解しているが、今回都市建設部に移行されることでマネジメント計画に影響はないのか。

●総務部の技術職全員を都市建設部に移行するものではなく、公共施設マネジメントに必要な技術職を若干名は総務部に残すこととしている。加えて、公共施設マネジメントに従事する事務職の増員を予定し体制の強化を図るため、公共施設マネジメント計画への影響はない。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第73号 狹山市地域交流センター条例の一部を改正する条例

○条例から証明書の受付時間の条項が削除されたが、具体的にはどのようになるのか。

●現在入曾地域交流センターの利用時間は、朝8時30分から夜22時までであり、このうち証明書の交付に係る事務の受付時間は8時30分から17時15分までとなっているが、今回の全庁的な窓口業務の受付時間の見直しに伴い、本庁及び地区センターと同様に9時から16時30分となる。

○現行の条例から利用時間が削除されることから、利用時間は新たにどこで定められることになるのか。

●証明書の交付などの受付時間の規定については、狭山市地域交流センター規則の中で、新たな条文を制定するように事務を進めている。

○入曾地域交流センターの窓口業務の受付時間が短縮となることの影響とメリットは。

●短縮される時間帯の朝8時30分から9時、そして16時30分から17時15分までの間について直近4ヶ月の利用者数を集計してところ、その時間帯の合計利用者数は一日平均2件程度であり、利用者に大きな影響はないと考えている。また、職員にとっては短縮された時間を、窓口開設の準備、前日の集計作業、手数料等の集計作業、職員間の情報共有に充てられるメリットがあると考えている。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第74号 狹山市税条例の一部を改正する条例

(質疑なし)

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第85号 狹山市地域新事業創出基盤施設の指定管理者の指定について

○指定管理者の応募が1団体のみであったことについてどのように捉えているか。

●一般的な公共施設と異なり、利用者が限定される特異な施設であることから、1団体のみの応募となつたと考えている。

- インキュベーションセンターの大規模修繕について、現時点における見解は。
 - 開所から20年が経過しており、従来の機能を維持するためにはある程度の修繕が必要と考えており、詳細については公共施設等総合管理計画の見直しの時期に合わせ総合的に判断したい。
-
- インキュベーションセンターの入居者が、退去後にどのような事業を展開しているか状況を把握しているか。
 - 退去後の状況のすべては把握できていないが、今後、商工会議所のネットワーク等を活用するなどにより、退去後の状況把握の手法を指定管理者と協議していく。
-
- 入居していた事業者に協力を依頼し、開発した製品や取得した特許など、成功事例を展示したり発表したりする機会を設けられたい、との意見。
-
- 指定管理者である商工会議所の支援によって製品の開発や取引につながった事例はあるか。
 - 資金不足になりそうであった入居者に対して、商工会議所が、国の中規模事業者持続化補助金の申請等を取り持ち承認された事例がある。
-
- 地域の金融機関と連携できるのは商工会議所の強みであることから、今後は施設の管理だけでなく、入居者と積極的に関わり商品開発や特許の取得に繋げられたい、との意見。
-
- 物価高騰等の影響により当初の指定管理料での運営が難しくなった場合の対応は。
 - 現在の指定管理者契約においては指定管理料に関する相談はなく、物価上昇分をある程度見越して提案されているものと受け止めており、今後についても指定管理料の途中での見直しは考えていない。
-
- 修繕が必要な状況となった場合、市と指定管理者のどちらが負担するかの基準は。
 - 責任分担表に明記されており、130万円以上の施設整備と維持管理に係わる場合は市が負担し、130万円未満の場合は指定管理者が負担する。
-
- 採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。
-
- 議案第87号 令和7年度狭山市一般会計補正予算(第4号) 歳入 16款 国庫支出金、17款 県支出金、19款 寄附金、20款 繰入金、23款 市債、歳出 2款 総務費、6款 農林水産業費、債務負担行為、地方債
-
- 市民健康文化センター管理事業費において、空調設備の改修工事のスケジュールは。

●令和8年1月に契約の事務手続きに入り、2月に契約し、故障した設備の製造に2月から6月まで要するため、それと並行して5月から6月にかけて既存設備の撤去を行い、設置工事は7月から8月を予定している。また工事期間中は、一定期間の休館も想定している。

○市民健康文化センターの空調設備の改修工事においては休館も想定されることであるが、利用者には代替施設の案内は行うのか。

●代替施設は民間の施設となるため、紹介をすることは難しいと考えるが、利用者には十分配慮した対応をしていきたい。

○市民健康文化センターは高齢者などの利用も多いと考えられることから、可能な範囲で代替施設を案内するなどの丁寧な対応をされたい、との意見。

○交通安全推進事業費と防犯推進事業費における道路照明灯と防犯灯はLED化されていても、電気代高騰の影響が大きいのか。

●電気代は年々若干上がっている。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第89号 狹山市立中央中学校除湿温度保持工事(機械設備)請負契約の締結について

○狭山市立中央中学校の除湿温度保持工事のスケジュールは。

●工事のスケジュールは、本年12月に工事契約を締結し、来年1月より工事の準備を進める予定であり、工事資材や機材が確保された後、来年5月の連休期間を利用して一部工事を進め、基本的には生徒が不在の夏休み期間を中心に工事を行い、来年10月に完了の見通しである。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。